

令和3年1月15日

## ○ 本補助金の申請にあたっては、以下の点にご注意ください

令和3年1月13日、福岡県知事より、県民・事業者に対し改正新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項の規定に基づき、催物（イベント等）の開催制限の要請が行われました。

このため、1月16日（土）から2月7日（日）の間に実施する事業について、以下の「催物（イベント等）の開催制限の目安等」を踏まえ、対応いただけない場合は、本補助金の対象事業となりませんのでご注意ください。

なお、1月15日（金）時点でチケット販売を開始している事業については、①から③の目安等に対応できない場合でも、一定の要件を満たせば補助の対象事業となりますので、詳細につきましては事務局までお問い合わせください。

### 「催物（イベント等）の開催制限の目安等」

- ① 5,000人以下とすること
- ② 上記人数要件に加え、収容定員の50%以内の参加人数を上限とすること
- ③ 開催時間は、20時までとすること
- ④ 催物開催にあたっては、業種別ガイドラインを徹底すること
- ⑤ スマートフォンを活用した接触確認アプリ(COCONA)について、周知すること

(問い合わせ先)

福岡県文化芸術活動再開支援補助金事務局（ももち文化センター内）

〒814-0006 福岡市早良区百道2丁目3番15号

電話番号：092-851-4511（9時～17時）